

# 相続ニュース

Vol.0137

2017年4月17日(月)

担当：MS事業部 中嶋

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

## 生命保険の取扱い

### はじめに

被相続人が亡くなった場合、生命保険に加入していれば、生命保険金が支払われることとなります。この生命保険金も契約内容によっては、相続税を計算する際、相続財産に含まれてしまうことがあります。今回は、この生命保険金の取扱いについてご紹介します。

### みなし相続財産

通常、生命保険金は相続財産ではなく、保険契約に基づき受取人が受け取るものであるため、受取人固有の財産として考えます。しかし、生命保険金は、被相続人の死亡が原因により相続人が受け取ることになるため、相続税法では相続財産として扱われます。このように、民法では相続財産ではないが、相続税では相続財産になるものを「みなし相続財産」と言います。生命保険金の他に、死亡退職金もこれに当たります。

### 死亡保険金の課税関係

被相続人の死亡により相続人が受け取る生命保険金が、すべて相続財産になり相続税の課税の対象になるわけではありません。生命保険の被保険者、保険料負担者、受取人の契約内容の違いによって、所得税、相続税、贈与税のいずれかの課税の対象となります。

### 相続税が課税される場合

被保険者、保険料の負担者がともに相続人であるときは、生命保険金がみなし相続財産となり相続税の課税対象となります。課税の対象となるのは、非課税限度額（500万円×法定相続人の数）を超えた分だけなので、納税資金対策として生命保険を活用することができます。

受取人が、相続人以外の者であるときは遺贈（遺言書によって遺産を渡すこと）により取得したものとみなされます。

### 贈与税が課税される場合

被保険者、保険料の負担者、受取人が全て異なる人の場合に贈与税の課税対象となります。

### 所得税が課税される場合

保険料の負担者、受取人が同一の場合、所得税の課税対象となります。この場合、死亡保険金を、一時金で受け取ると一時所得、年金で受け取ると雑所得として課税されます。

### おわりに

このように、生命保険は契約内容により、課税される税金が変わり、相続税の課税対象となるものがあるので契約内容を見直しておくといでしょう。